

奈良市公報

第24号

令和2年4月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
3 16	121	放置自転車等の保管	環境政策課
3 17	122	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
3 17	123	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
3 17	124	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護第一・第二課
3 17	125	放置自転車等の保管	環境政策課
3 19	126	大和都市計画用途地域の変更	都市計画課
3 19	127	大和都市計画地区計画の決定	都市計画課
3 19	128	大和都市計画道路の変更	都市計画課
3 19	129	大和都市計画下水道の変更	都市計画課
3 19	130	狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容	保健衛生課
3 23	131	指定管理者の指定	スポーツ振興課
3 23	132	指定管理者の指定	スポーツ振興課
3 23	133	指定管理者の指定	スポーツ振興課
3 23	134	令和元年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
3 23	135	令和2年度奈良市一般会計予算等の要領	財政課
3 23	136	公売通知書の公示送達	滞納整理課
3 23	137	放置自転車等の保管	環境政策課
3 23	138	放置自転車等の処分	環境政策課
3 23	139	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
3 23	140	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
3 24	141	都市計画事業認可に係る図書の写しの公衆縦覧	都市計画課
3 24	142	指定管理者の指定	地域づくり推進課
3 24	143	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3 25	144	徴収事務の委託	医療政策課
3 25	145	奈良市公報号外第15号に掲載	東部出張所

3	26	146	指定管理者の指定	月ヶ瀬行政センター 一地域振興課
3	26	147	奈良市公報号外第15号に掲載	廃棄物対策課
3	26	148	督促状の公示送達	納税課
3	27	149	指定管理者の指定	人権政策課
3	27	150	農用地利用集積計画の決定	農政課
3	27	151	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	27	152	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	27	153	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	27	154	奈良市公報号外第15号に掲載	農政課
3	27	155	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	27	156	住民票の職権消除	市民課
3	30	157	奈良市森林整備計画の変更	農政課
3	30	158	奈良市公報号外第15号に掲載	建築指導課
3	30	159	奈良市公報号外第15号に掲載	建築指導課
3	30	160	奈良市公報号外第15号に掲載	建築指導課
3	30	161	奈良市公報号外第15号に掲載	福祉政策課
3	30	162	奈良市公報号外第15号に掲載	危機管理課
3	30	163	奈良市公報号外第15号に掲載	保育所・幼稚園課
3	30	164	奈良市公報号外第15号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	165	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課
3	31	166	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課
3	31	167	奈良市公報号外第15号に掲載	子ども育成課
3	31	168	奈良市公報号外第15号に掲載	産業政策課
3	31	169	奈良市公報号外第15号に掲載	危機管理課
3	31	170	奈良市公報号外第15号に掲載	公園緑地課
3	31	171	奈良市公報号外第15号に掲載	保健衛生課
3	31	172	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	31	173	奈良市公報号外第15号に掲載	廃棄物対策課
3	31	174	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
3	31	175	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
3	31	176	都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	道路建設課

監 査 委 員

月	日	番号	件名
3	30	3	定期監査の実施
3	30	4	包括外部監査の結果に関する報告の公表
3	30	5	住民監査請求に係る監査結果の公表

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
3 17	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
3 31	11	奈良市公報号外第15号に掲載	経営企画課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
3 16	2	消防法第17条違反に対する命令	予防課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
3 24	6	定例教育委員会の開催	教育政策課
3 27	7	奈良市公報号外第15号に掲載	教職員課
3 31	8	奈良市公報号外第15号に掲載	学校教育課
3 31	9	奈良市公報号外第15号に掲載	学校教育課

選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
3 30	3	選挙管理委員会委員長の就任
3 30	4	選挙管理委員会委員長職務代理者の指定

農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
3 25	4	奈良市公報号外第15号に掲載

告 示

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年3月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ショーワ薬局 あやめ池東店	奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-32	令和元年 11月30日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	令和2年 1月31日
薬師堂富雄薬局	奈良県奈良市三松四丁目882	令和元年 12月29日
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	令和2年 1月31日
阪神調剤薬局 奈良県総合医療センター前店	奈良県奈良市石木町636番地1	令和2年 1月31日

奈良市告示第(23)号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	令和2年 2月1日
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	令和2年 2月1日
阪神調剤薬局 奈良県総合医療センター前店	奈良県奈良市石木町636番地1	令和2年 2月1日

奈良市告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	アイリス薬局	奈良県奈良市北市町36-10	令和2年
新	エムハート薬局アイリス奈良店	奈良県奈良市北市町36-10	3月1日

奈良市告示第125号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年3月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市佐保台一丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月19日

奈良市長 仲川 元 庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

JR平城山車両基地

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市佐保台一丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第ノ28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2年 3月 19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路

3・4・101号 六条奈良阪線

3・3・5号 桂木南京終線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2年 3月 19日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道

奈良市公共下水道

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第130号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

令和2年3月19日

奈良市長 仲川元庸

記

収容日時：令和2年3月18日 10時15分
場所：朱雀一丁目
種類：テリア系犬
毛色：濃茶
性別：メス
推定年齢：10才
体格：中
備考：ナイロン製、黄・緑色、ワンタッチ式

収容日時：令和2年3月18日 10時15分
場所：朱雀一丁目
種類：テリア系犬
毛色：茶
性別：オス
推定年齢：10才
体格：中
備考：ナイロン製、青色、ワンタッチ式

奈良市告示第 131 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、奈良市鴻ノ池陸上競技場等 11 体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり公示します。

令和 2 年 3 月 23 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目 3 番 1 号
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 1 号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町 4 6 7 番地の 1
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目 5 番 1 号
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町 2 5 5 番地の 1
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目 9 番 1 号
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町 4 6 7 番地の 1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町 2 5 5 番地の 1
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町 4 6 7 番地の 1
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町 4 6 7 番地の 1

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目 1 番 2 3 号

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 篠村 嘉将

3 指定管理者の指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第 132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、奈良市中央武道場等4体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第 133 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、奈良市八条コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり公示します。

令和 2 年 3 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目 814 番地の 4
奈良市八条コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目 780 番地の 3
八条第二自治会
会長 竹田 一成
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第 134 号

令和2年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和元年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和元年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,768,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,818,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 13,462,676	千円 296,255	千円 13,758,931
	1. 地方交付税	13,462,676	296,255	13,758,931
14. 分担金及び負担金		1,092,753	△ 1,648	1,091,105
	1. 分担金	10,916	△ 1,648	9,268
16. 国庫支出金		26,736,181	943,357	27,679,538
	1. 国庫負担金	18,984,718	171,425	19,156,143
	2. 国庫補助金	2,058,815	531,197	2,590,012
	4. 国庫交付金	5,551,763	240,735	5,792,498
17. 県支出金		8,862,220	279,459	9,141,679
	1. 県負担金	5,566,770	85,000	5,651,770
	2. 県補助金	1,786,388	194,459	1,980,847
23. 市債		14,441,900	251,500	14,693,400
	1. 市債	14,441,900	251,500	14,693,400
歳入合計		136,049,597	1,768,923	137,818,520

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 60,810,001	千円 485,400	千円 61,295,401
	1. 社会福祉費	26,816,933	455,400	27,272,333
	2. 児童福祉費	20,532,783	30,000	20,562,783
4. 衛生費		11,865,848	△ 1,781,123	10,084,725
	1. 保健衛生費	3,702,253	△ 1,783,023	1,919,230
	2. 保健所費	1,939,765	1,900	1,941,665

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 579,853	千円 175,000	千円 754,853
	1. 農林費	579,853	175,000	754,853
9. 土木費		12,024,984	269,400	12,294,384
	4. 都市計画費	5,821,911	269,400	6,091,311
11. 教育費		10,455,452	2,620,246	13,075,698
	1. 教育総務費	2,434,824	1,169,256	3,604,080
	2. 小学校費	1,544,175	761,000	2,305,175
	3. 中学校費	677,399	680,000	1,357,399
	6. 社会教育費	1,372,087	9,990	1,382,077
歳出合計		136,049,597	1,768,923	137,818,520

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 838,620
	1. 総務管理費	非常用発電機増強調査経費	4,800
		庁舎等施設整備事業	728,820
	2. 企画費	防災対策経費	15,000
文化振興施設整備事業		90,000	
3. 民生費			509,220
	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	26,780
	2. 児童福祉費	保育所移転準備経費	6,775
		児童館管理経費	1,683
		児童福祉施設整備事業	337,755
認定こども園施設整備事業		136,227	

款	項	事業名	金額
4. 衛生費			千円 10,000
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	10,000
6. 農林水産業費			243,803
	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	19,425
		土地基盤整備事業	224,000
		美しい森林づくり基盤整備 交付金事業経費	378
9. 土木費			3,775,100
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	26,300
		道路橋梁新設改良事業	606,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	316,000
	4. 都市計画費	都市・地域総合交通戦略策定経費	8,500
		街路事業	2,752,000
		公園事業	66,300
10. 消防費			7,700
	1. 消防費	消防施設整備事業	7,700
11. 教育費			2,942,990
	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	1,163,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	1,065,900
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	704,100
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	9,990
12. 災害復旧費			10,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	10,000
14. 諸支出金			86,900
	3. 減債基金	減債基金経費	86,900
合 計			8,424,333

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	千円 208,100	普通貸借は行 又債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	208,100			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 528,400	千円 537,100
保健衛生施設整備事業	1,820,900	10,000
都市計画事業	2,052,700	2,380,600
義務教育施設整備事業	447,300	1,967,800
災害復旧事業	37,800	35,000
計	14,441,900	14,485,300

令和元年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		千円 7,115,668	千円 △ 150,000	千円 6,965,668
	1. 国民健康保険料	7,115,668	△ 150,000	6,965,668
6. 繰入金		2,523,311	150,000	2,673,311
	2. 基金繰入金	-	150,000	150,000
歳入合計		36,003,686	-	36,003,686

令和元年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保留地 処分金収入		千円 320,000	千円 △ 170,000	千円 150,000
	1. 保留地 処分金収入	320,000	△ 170,000	150,000
3. 繰入金		381,577	170,000	551,577
	1. 一般会計繰入金	381,577	170,000	551,577
歳入合計		4,454,300	-	4,454,300

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費			千円 1,153,100
	1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	西大寺駅南地区 土地区画整理事業	1,153,100
2. J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費			244,000
	1. J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	244,000
合 計			1,397,100

令和元年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,241,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		千円 6,856,852	千円 166,214	千円 7,023,066
	1. 国庫負担金	5,300,858	55,429	5,356,287
	2. 国庫補助金	1,555,994	110,785	1,666,779
3. 支払基金 交付金		8,203,359	107,184	8,310,543
	1. 支払基金 交付金	8,203,359	107,184	8,310,543
4. 県支出金		4,409,737	73,982	4,483,719
	1. 県負担金	4,157,293	73,982	4,231,275
6. 繰入金		4,738,889	49,620	4,788,509
	1. 一般会計繰入金	4,738,889	49,620	4,788,509
歳入合計		31,844,486	397,000	32,241,486

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		千円 29,102,000	千円 397,000	千円 29,499,000
	1. 介護サービス 等諸費	29,102,000	397,000	29,499,000
歳出合計		31,844,486	397,000	32,241,486

奈良市告示第135号

令和2年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計予算
- 2 令和2年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 令和2年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 令和2年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 令和2年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 6 令和2年度奈良市介護保険特別会計予算
- 7 令和2年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 8 令和2年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 9 令和2年度奈良市病院事業会計予算
- 10 令和2年度奈良市水道事業会計予算
- 11 令和2年度奈良市下水道事業会計予算

令和2年度奈良市一般会計予算

令和2年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		千円 53,343,711
	1. 市 民 税	26,189,897
	2. 固 定 資 産 税	20,350,557
	3. 軽 自 動 車 税	656,213
	4. 市 た ば こ 税	1,677,015
	5. 入 湯 税	28,815
	6. 事 業 所 税	986,635
	7. 都 市 計 画 税	3,454,579
2. 地 方 譲 与 税		870,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	280,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		400,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	400,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		7,400,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,400,000

款	項	金額
8. ゴルフ場利用税交付金		千円 300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		100,000
	1. 環境性能割交付金	100,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		2,987
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	2,987
11. 地方特例交付金		280,000
	1. 地方特例交付金	280,000
12. 地方交付税		14,700,000
	1. 地方交付税	14,700,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		882,026
	1. 分 担 金	11,450
	2. 負 担 金	870,576
15. 使用料及び手数料		2,419,281
	1. 使 用 料	1,614,308
	2. 手 数 料	804,973
16. 国庫支出金		26,263,808
	1. 国庫負担金	19,200,442
	2. 国庫補助金	1,497,319
	3. 国庫委託金	123,547
	4. 国庫交付金	5,442,500

款	項	金額
17. 県支出金		9,203,885 ^{千円}
	1. 県負担金	5,718,370
	2. 県補助金	1,798,353
	3. 県委託金	206,859
	4. 県交付金	1,480,303
18. 財産収入		481,770
	1. 財産運用収入	299,341
	2. 財産売却収入	182,429
19. 寄附金		252,200
	1. 寄附金	252,200
20. 繰入金		595,569
	1. 特別会計繰入金	4,277
	2. 基金繰入金	591,292
21. 諸収入		3,292,063
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	504
	3. 貸付金元利収入	904,639
	4. 雑収入	2,156,920
22. 市債		21,332,700
	1. 市債	21,332,700
歳入合計		144,100,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		674,141 <small>千円</small>
	1. 議 会 費	674,141
2. 総 務 費		16,274,962
	1. 総 務 管 理 費	12,557,397
	2. 企 画 費	1,502,942
	3. 徴 税 費	1,205,927
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	662,818
	5. 選 挙 費	71,622
	6. 統 計 調 査 費	197,951
	7. 監 査 委 員 費	76,305
3. 民 生 費		62,238,331
	1. 社 会 福 祉 費	27,741,312
	2. 児 童 福 祉 費	21,269,748
	3. 生 活 保 護 費	13,028,793
	4. 国 民 年 金 事 務 費	198,478
4. 衛 生 費		14,734,443
	1. 保 健 衛 生 費	7,033,987
	2. 保 健 所 費	1,267,202
	3. 清 掃 費	5,894,079
	4. 上 水 道 費	539,175
5. 労 働 費		119,126
	1. 労 働 諸 費	119,126

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		677,087 ^{千円}
	1. 農 林 費	677,087
7. 商 工 費		1,183,510
	1. 商 工 費	1,183,510
8. 観 光 費		978,402
	1. 観 光 費	978,402
9. 土 木 費		11,749,964
	1. 土 木 管 理 費	105,564
	2. 道 路 橋 梁 費	3,393,598
	3. 河 川 費	449,724
	4. 都 市 計 画 費	5,802,775
	5. 下 水 道 費	1,496,610
	6. 住 宅 費	501,693
10. 消 防 費		4,218,313
	1. 消 防 費	4,218,313
11. 教 育 費		13,341,727
	1. 教 育 総 務 費	5,013,035
	2. 小 学 校 費	1,294,026
	3. 中 学 校 費	770,555
	4. 高 等 学 校 費	1,180,496
	5. 幼 稚 園 費	958,338
	6. 社 会 教 育 費	1,351,904
	7. 保 健 体 育 費	2,773,373

款	項	金額
12. 災害復旧費		64,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		17,601,279
	1. 公債費	17,601,279
14. 諸支出金		194,715
	1. 地元公共事業基金	159,915
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	29,800
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		144,100,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
人事給与システム導入経費	令和2年度から 令和7年度まで	187,920 ^{千円}
電子入札システム導入経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,200
財務会計システム導入経費	令和2年度から 令和7年度まで	122,522
防犯カメラ電柱共架料	令和2年度から 令和6年度まで	160
自然環境調査業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	7,000

事 項	期 間	限 度 額
税額通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	16,000 ^{千円}
税外債権回収等業務委託	令和2年度から 令和5年度まで	10,800
なら100年会館大ホール・中ホール音響設備賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	55,800
福祉情報システム導入経費	令和2年度から 令和6年度まで	191,308
行旅死亡人葬祭委託	令和2年度から 令和3年度まで	2,025
生活困窮者自立相談業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	57,500
富雄地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和2年度から 令和4年度まで	14,864
仮称子どもセンター遊具等設置業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	57,000
こども園・保育園給食食材調達経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和2年度から 令和3年度まで	650
仮称子どもセンター建設事業	令和2年度から 令和3年度まで	540,170
仮称子どもセンター防犯カメラ等購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	13,000
認定こども園民間移管施設整備費補助事業	令和2年度から 令和3年度まで	380,032
がん検診受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	3,700
ごみ受付システム導入経費	令和2年度から 令和3年度まで	10,000
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	278,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	29,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	77,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	25,500
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200

事 項	期 間	限 度 額
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和2年度から 令和3年度まで	8,400 ^{千円}
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	令和2年度から 令和3年度まで	5,400
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
衛生浄化センター放流水水質検査等手数料	令和2年度から 令和3年度まで	3,000
六条奈良阪線街路改良工事	令和2年度から 令和3年度まで	300,000
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和2年度から 令和3年度まで	1,100
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務委託	令和2年度から 令和5年度まで	11,583
児童用防犯ブザー購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,300
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	1,386
学校給食献立印刷経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,900
学校給食調理員等検便手数料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和2年度から 令和3年度まで	115,000
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	5,500
指定管理者による奈良市北人権文化センターの管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和2年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鴻ノ池球場ほか10施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中央武道場ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和4年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	2,694,200	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
スポーツ施設整備事業	4,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	1,273,100	〃	〃	〃
環境改善事業	50,400	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	4,418,400	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	258,600	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	28,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	4,500	〃	〃	〃
道路事業	1,671,400	〃	〃	〃
河川事業	282,000	〃	〃	〃
都市計画事業	2,566,900	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	63,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	268,500	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	2,270,000	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	278,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	59,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	41,700	〃	〃	〃
臨時財政対策	5,100,000	〃	〃	〃
計	21,332,700			

令和2年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

令和2年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 諸 収 入		千円 7,800
	1. 雑 入	7,800
歳 入 合 計		7,800

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 費 貸 付 事 業 費		千円 6,893
	1. 総 務 管 理 費	6,893
2. 公 債 費		907
	1. 公 債 費	907
歳 出 合 計		7,800

令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,932,505 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,932,505
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国 庫 支 出 金		39,000
	1. 国 庫 補 助 金	39,000
4. 県 支 出 金		25,972,384
	1. 県 補 助 金	25,972,384
5. 財 産 収 入		1,302
	1. 財 産 運 用 収 入	1,302
6. 繰 入 金		2,481,918
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,481,918
7. 諸 収 入		72,771
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	101
	2. 雑 入	67,870
	3. 療 養 費 等 指 定 公 費 返 還 金	4,800
歳 入 合 計		35,500,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		404,299 <small>千円</small>
	1. 総務管理費	318,102
	2. 賦課徴収費	85,491
	3. 運営協議会費	706
2. 保険給付費		25,814,136
	1. 給付諸費	25,814,136
3. 事業費納付金		8,896,000
	1. 医療給付費金 事業費納付金	6,080,000
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,069,000
	3. 介護納付金 事業費納付金	747,000
4. 共同事業拠出金		26
	1. 共同事業拠出金	26
5. 保健事業費		347,647
	1. 特定健康診査等事業費	296,580
	2. 保健事業費	51,067
6. 基金積立金		1,302
	1. 基金積立金	1,302
7. 諸支出金		36,590
	1. 還付及び還付加算金	31,790
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800
歳出合計		35,500,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 5,600
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	7,000
特定健康診査受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	2,000

令和2年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和2年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,561,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		千円 556,217
	1. 国庫交付金	556,217
2. 保留地処分金収入		360,000
	1. 保留地処分金収入	360,000
3. 繰入金		429,515
	1. 一般会計繰入金	429,515
4. 諸収入		868
	1. 雑収入	868
5. 市債		1,214,400
	1. 市債	1,214,400
歳入合計		2,561,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		千円 1,113,600
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	1,113,600
2. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		976,800
	1. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	976,800
3. 公債費		470,600
	1. 公債費	470,600
歳出合計		2,561,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
大和西大寺駅南地区土地区画整理事業換地計画等作成業務委託	令和2年度から 令和4年度まで	千円 180,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 681,100	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	533,300	〃	〃	〃
計	1,214,400			

令和2年度奈良市市街地再開発 事業特別会計予算

令和2年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		92,500 <small>千円</small>
	1. 一般会計繰入金	92,500
歳入合計		92,500

歳出

款	項	金額
1. 公債費		92,500 <small>千円</small>
	1. 公債費	92,500
歳出合計		92,500

令和2年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和2年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		7,492,268 <small>千円</small>
	1. 介 護 保 險 料	7,492,268
2. 国 庫 支 出 金		7,294,671
	1. 国 庫 負 担 金	5,627,967
	2. 国 庫 補 助 金	1,666,704
3. 支 払 基 金 交 付 金		8,680,847
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8,680,847
4. 県 支 出 金		4,665,773
	1. 県 負 担 金	4,397,957
	2. 県 補 助 金	267,816
5. 財 産 収 入		9,462
	1. 財 産 運 用 収 入	9,462
6. 繰 入 金		5,250,743
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,163,244
	2. 基 金 繰 入 金	87,499
7. 諸 収 入		6,236
	1. 雑 入	6,236
歳 入 合 計		33,400,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		682,232 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	301,042
	2. 賦 課 徴 収 費	24,769
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	356,421
2. 保 険 給 付 費		30,849,000
	1. 介 護 サービス等諸費	30,849,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,847,906
	1. 介 護 予 防・日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,302,287
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	545,619
4. 基 金 積 立 金		9,462
	1. 基 金 積 立 金	9,462
5. 諸 支 出 金		11,400
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,400
歳 出 合 計		33,400,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
三笠地域包括支援センターによる特定高齢者把握業務委託	令和2年度から令和6年度まで	21,896 ^{千円}
三笠地域包括支援センターによる包括的支援業務委託	令和2年度から令和6年度まで	91,704

令和2年度奈良市母子父子寡婦 福祉資金貸付金特別会計予算

令和2年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		千円 10,903
	1. 一般会計繰入金	10,903
2. 繰越金		9,864
	1. 繰越金	9,864
3. 諸収入		21,233
	1. 貸付金元利収入	21,133
	2. 雑収入	100
4. 市債		20,000
	1. 市債	20,000
歳入合計		62,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 57,723
	1. 総務管理費	8,009
	2. 貸付金	49,714
2. 諸支出金		4,277
	1. 繰出金	4,277
歳出合計		62,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 20,000	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項に定めるところによる。

令和2年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和2年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		5,508,797 <small>千円</small>
	1. 後期高齢者医療保険料	5,508,797
2. 繰 入 金		1,077,367
	1. 一般会計繰入金	1,077,367
3. 繰 越 金		35,000
	1. 繰 越 金	35,000
4. 諸 収 入		208,836
	1. 延滞金・加算金及び過料	600
	2. 償還金及び還付加算金	7,269
	3. 雑 入	200,967
歳 入 合 計		6,830,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		62,640 <small>千円</small>
	1. 総 務 管 理 費	45,224
	2. 徴 収 費	17,416
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		6,563,807
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	6,563,807
3. 保 健 事 業 費		203,553
	1. 健康保持増進事業費	203,553
歳 出 合 計		6,830,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 4,600
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,900

令和2年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病 床 数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入 院		112,055人
(2) 外 来		212,132人
3. 1日平均患者数		
(1) 入 院		307人
(2) 外 来		724人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益	854,519千円	
第1項 医 業 収 益	47,386千円	
第2項 医 業 外 収 益	641,202千円	
第3項 看護師養成事業収益	150,907千円	
第4項 特 別 利 益	15,024千円	
	支 出	
第1款 病院事業費用	899,800千円	
第1項 医 業 費 用	744,592千円	
第2項 医 業 外 費 用	1,643千円	
第3項 看護師養成事業費用	151,505千円	
第4項 特 別 損 失	560千円	
第5項 予 備 費	1,500千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	資本的収入	224,200	千円
第1項	企業債	40,000	千円
第2項	補助金	1,482	千円
第3項	負担金	182,718	千円
支		出	
第1款	資本的支出	224,200	千円
第1項	建設改良費	41,482	千円
第2項	企業債償還金	182,718	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立奈良病院 リニアック棟通路 改修事業費に充当	千円 40,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 88,300千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,682千円である。

令和2年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数	175,087戸
2. 年 間 総 給 水 量	43,203,678 ^m
3. 1 日 平 均 給 水 量	118,370 ^m
4. 主要な建設改良事業	3,875,301千円
(1) 配水施設整備費	179,795千円
(2) 配水施設費	28,579千円
(3) 施 設 費	1,599,471千円
(4) 配水施設改良費	1,562,939千円
(5) 受託配水管改良費	335,500千円
(6) 東部地域建設改良費	97,515千円
(7) 都祁地域建設改良費	11,869千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	59,633千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	9,511,000千円
第1項 営業収益	7,784,862千円
第2項 営業外収益	1,606,057千円
第3項 特別利益	120,081千円
	支 出
第1款 水道事業費用	8,921,000千円
第1項 営業費用	8,387,072千円

第2項 営業外費用	518,234千円
第3項 特別損失	5,694千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,512,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,313,525千円、当年度分損益勘定留保資金114,270千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,205千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,521,000千円
第1項 企業債	2,463,800千円
第2項 固定資産売却代金	4,255千円
第3項 補助金	73,333千円
第4項 負担金	663,549千円
第5項 分担金	316,063千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,033,000千円
第1項 建設改良費	4,073,814千円
第2項 固定資産取得費	86,569千円
第3項 企業債償還金	1,219,216千円
第4項 長期割賦金	643,401千円
第5項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
資本的支出	建設改良費	緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事	1,210,000	2	220,000
				3	495,000
				4	495,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
須川ダム耐震対策検討業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	千円 40,964
送配水施設整備計画再検討委託	令和2年度から 令和4年度まで	28,478
電子入札コアシステムバージョンアップ 保 守 委 託	令和2年度から 令和3年度まで	2,352
奈良市水道事業中長期計画再検討委託	令和2年度から 令和4年度まで	11,877

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	千円 2,317,900	証書借入	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	借入先の融資条件 による。ただし企 業財政の都合によ り、据置期間を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利に 借り換えることが できる。
水資源機構割賦負 担金の繰上償還に 充当	145,900			
計	2,463,800			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,508,602千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 238,957千円

(2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 117,726千円

(3) 児童手当補助金 12,695千円

(4) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 112,887千円

(5) 都祁地域に係る高料金対策補助金 7,913千円

(6) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 13,336千円

(7) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金 2,717千円

(8) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業助成金 14,624千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、120,000千円と定める。

令和2年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	317,920人
2. 年間有収水量	36,074,000m ³
3. 1日平均有収水量	98,833m ³
4. 主要な建設改良事業	974,872千円
(1) 管渠建設費	624,130千円
(2) 管渠改良費	162,529千円
(3) 処理場建設改良費	16,313千円
(4) 流域下水道整備事業費	171,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,535,000千円
第1項 営業収益		5,692,516千円
第2項 営業外収益		2,842,454千円
第3項 特別利益		30千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,187,000千円
第1項 営業費用		7,569,967千円
第2項 営業外費用		607,231千円
第3項 特別損失		4,802千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,756,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,068,194千円及び当年度分損益勘定留保資金687,806千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,801,000千円
第1項 企業債	1,966,800千円
第2項 他会計補助金	626,919千円
第3項 国庫補助金及び交付金	154,807千円
第4項 県補助金	13,053千円
第5項 負担金等	39,421千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,557,000千円
第1項 建設改良費	1,025,372千円
第2項 固定資産取得費	2,045千円
第3項 企業債償還金	3,529,583千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和2年度から令和6年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利0.95%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和2年度から令和6年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	令和2年度から令和6年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利0.95%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	令和2年度から令和6年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
吉城川バイパス築造工事	令和2年度から令和3年度まで	400,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,966,800	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 253,439千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、1,433,551千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

奈良市告示第136号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年 3月 23日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第 187 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 3 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年3月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 138 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年3月23日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年8月6日、同月8日、同月9日、同月11日、同月15日、同月20日、同月23日及び同月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ショーワ薬局 あやめ池東店	奈良県奈良市あやめ池北三丁目 1-32	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和元年 11月30日
井上 雅弘	奈良県大和郡山市豊浦町67		
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和2年 1月31日
株式会社 阪神調剤薬局	東京都港区虎ノ門一丁目 1番12号		
阪神調剤薬局 奈良県総合医療 センター前店	奈良県奈良市石木町 636番地1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和2年 1月31日
株式会社 阪神調剤薬局	東京都港区虎ノ門一丁目 1番12号		
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和2年 1月31日
株式会社 阪神調剤薬局	東京都港区虎ノ門一丁目 1番12号		

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	居宅 居宅療養管理指導	令和2年 2月1日
I&H 株式会社	兵庫県芦屋市大榎町1番18号	介護予防 居宅療養管理指導	
阪神調剤薬局 奈良県総合医療 センター前店	奈良県奈良市石木町 636番地1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和2年 2月1日
I&H 株式会社	兵庫県芦屋市大榎町1番18号		
コトブキ薬局 奈良店	奈良県奈良市北市町57-1	居宅 居宅療養管理指導	令和2年 2月1日
I&H 株式会社	兵庫県芦屋市大榎町1番18号	介護予防 居宅療養管理指導	

奈良市告示第 14 / 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定に準用する同法第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和2年3月24日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・4・4号 奈良樫原線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第 142 号

奈良市佐保地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町 291 番地の 3
奈良市佐保地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市芝辻町 7 番地
佐保地域自治協議会
会長 中島 佳彦
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保地域ふれあい会館の利用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保地域ふれあい会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

奈良市告示第 143 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和2年3月24日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 3月17日	寺本 正治	社会福祉法人恩賜財 団済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643番地	内科 (呼吸器機能障害)
令和2年 3月17日	佐々木 義明	社会福祉法人恩賜財 団済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643番地	内科 (呼吸器機能障害)

奈良市告示第 144 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
大阪府大阪市北区梅田一丁目 1 1 番 4 - 2 2 0 0 号 株式会社 エヌジェーシー大阪支社 常務取締役 古 賀 茂	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

2 委託の期間

委託の期間	徴 収 事 務
令和元年 6 月 1 日から 令和 4 年 5 月 31 日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

奈良市告示第146号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館、ロマントピア月ヶ瀬、奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設及び奈良市農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里つきがせ）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月26日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

奈良市月ヶ瀬長引707番地の10

ロマントピア月ヶ瀬

奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

奈良市月ヶ瀬桃香野4267番地の5

湖畔の里“つきがせ”

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2862番地の3

月ヶ瀬地域振興協議会

会長 坂西 偉樹

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関する事。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関する事。
- (4) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (5) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (6) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (7) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (8) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (9) 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (10) 湖畔の里“つきがせ”の利用制限に関する事。
- (11) 湖畔の里“つきがせ”の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (12) その他市長が定める事。

奈良市告示第148号

平成31年度市・県民税第4期分、平成31年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年3月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度市・県民税	第4期分	令和2年2月20日	令和2年1月31日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年12月20日	令和元年12月2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年4月6日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町418番地の1

奈良市北人権文化センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町20番地

奈良市東之阪町自治会

会長 松田 好則

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市人権文化センター条例の事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市北人権文化センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市北人権文化センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

奈良市告示第 150号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 157 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年1月29日 奈良市指令整開 第19A-30号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年3月26日 第1723号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路一丁目785番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二

奈良市告示第 152 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年2月14日 奈良市指令整開 第19A-32号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年3月27日 第1724号

公共施設 令和2年3月27日 第850号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町1359番3、1359番6の一部及び1361番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町519番23号

株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩

奈良市告示第 153 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年10月28日 奈良市指令整開 第19A-20号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年3月27日 第1725号

公共施設 令和2年3月27日 第851号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市八条二丁目88番1の一部、88番2の一部、88番3の一部、89番1、90番1、91番及び92番、

1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市鹿野園町1000番1

社会福祉法人バルツァ事業会 理事長 田伏 清

奈良市告示第 195 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 3 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市川上町573番地の12	奈良市川上町574番地
代表者の氏名 及び住所	石井 種夫 奈良市川上町573番地の12	稲田 哲男 奈良市川上町574番地

2 変更の年月日

令和2年1月19日

奈良市告示第156号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 2年 3月 27日

奈良市長 仲川 元庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第 157号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

令和 2年 3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

閲覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 観光経済部 農政課

奈良市告示第(72)号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により山内町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中井 史郎 奈良市山町671番地	秋田 圭介 奈良市山町687番地

2 変更の年月日

令和2年2月11日

奈良市告示第 179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年3月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960190656	(介護予防) 訪問看護	医療法人あすか 会	奈良市帝塚山2 丁目21番21 号	訪問看護ステ ーションアン ジェロ	奈良市帝塚山2 丁目21番21 号

奈良市告示第 175 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 2 年 3 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960190193	居宅介護支援	医療法人社団ハートランド	生駒郡三郷町勢野北 4 丁目 13 番 1 号	ハローケア訪問看護ステーション学園前居宅	奈良市学園北 1-13-10

奈良市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・101号六条奈良阪線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 建設部 道路建設課

監
監

查
查

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 7 1 号
令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 森田一成様
奈良市選挙管理委員会委員長 西久保武志様
農業委員会会長 巽一孝様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部	廃棄物対策課（衛生浄化センターを含む。） 収集課 土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。） 環境政策課
都市整備部	都市計画課 都市政策課 JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所
建設部	土木管理課 道路建設課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	

(企業局)

経営部

経営企画課 企業出納課

事業部

給排水課 下水道事業課

2 監査期間

令和2年1月10日から令和2年3月27日まで

3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和元年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

廃棄物対策課（衛生浄化センターを含む。）

(1) 自動車リサイクル取扱業登録・許可申請手数料については、申請書の提出を受けた際に納入通知書を発行しているが、申請者から入金があり会計管理者から収納の通知を受けた後に調定していたため、収入額が調定額を上回っている状態であった。

同手数料は、申請書の提出を受けた際に金額及び相手方を特定できるため、奈良市会計規則第11条の規定に則り、納入すべき金額等を確認したときに調定を行った上で、納入通知書を発行されたい。

(2) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を奈良市清美公社（以下「清美公社」という。）に委託しているが、徴収金額を、清美公社が作成した月額合計の収納状況表及び清美公社から市に入金された領収済通知書でしか確認していなかった。また、領収済通知書には、金額以外の情報が記載されておらず、収集状況の月別報告書である委託実績報告書を基に調定した金額が入金されているのか確認できる状態ではなかった。

所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、領収済通知書の摘要欄には収集月を明記させ、また、収納状況表等に加えて、利用者から清美公社に納付された際の領収済通知書及びし尿汲取済通知書等の

外部証拠資料を入手した上で照合を行うなど、清美公社からの報告が正確であるか適切に把握されたい。

- (3) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を清美公社に委託しており、利用者の支払に滞納が生じた場合、所管課は清美公社から請求先収納消込台帳で報告を受けて督促状及び催告書を作成し、送付については清美公社に依頼する流れとなっている。

しかし、督促及び催告を1回実施した後は、時効による不納欠損処分を行うまで、所管課は個別の滞納金返済状況を確認していなかった。

所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、委託先任せにするのではなく、個別の滞納金返済状況を把握するなど債権の管理を徹底されたい。

- (4) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料の前年度収入未済分(過年度分)の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。

滞納繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定処理を行われたい。

環境政策課

【意見】 自転車駐車場の指定管理について

奈良市自転車駐車場の使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、使用料の収納状況を指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、一時利用については、一時駐車票、また、定期利用については、自転車駐車場定期利用申請書等の外部証拠資料と使用料の入金額との照合を行い、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。

都市整備部

J R奈良駅周辺整備事務所

J R奈良駅南地区土地区画整理事業費の切手類受払簿を査閲したところ、購入した切手の支出負担行為額と切手類受払簿の切手受入額が一致していなかった。

切手類は現金等価物であるため、購入の事実に基づき正確に切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。

【意見】 土木技術補助業務委託について

J R奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う土木技術補助業務委託については、

受託者の現場技術員がJR奈良駅周辺整備事務所内において、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を行っているものであったが、次のような問題点があった。

- ・現場技術員は同事務所職員と机を並べ、職員の指示を受け、職員と同様に業務を遂行している。

- ・現場技術員が職員と積算資料等の情報共有を図るに当たり、当該委託業務外の情報も含む、市職員用の情報系共有フォルダを使用している。しかし、入札時の特記仕様書には、当該委託業務の過程で知り得た秘密に関する守秘義務の定めがあるものの、市と受託者が締結した契約書には損害賠償等の具体的な事項を定めた個人情報取扱特記事項が添付されていない。

厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものとされている。しかし、現状は業務を独立して処理しているとはいえないようにもみえることから労働者派遣との違いに留意する必要がある。

また、当該受託者は、地方公務員法に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点でも問題があると考えられる。

所管課は、技術職員の不足を補うための土木技術補助業務委託について、人事課等の関係部署と見直し策について検討されたい。

建設部

土木管理課

(1) 行政財産使用料等における使用許可等の更新手続において、調定処理が遅延している事例が見受けられた。本来は4月1日付けであるべきところが、7月から9月のものが法定外公共物占用料（里道及び水路）及び河川占用料において60件、10月のものが道路占用料において1件（102件分の一括調定）、11月のものが行政財産使用料において1件あった。

行政財産使用料等の使用許可等の更新手続については、奈良市会計規則第11条の規定に則り、速やかに調定処理を行われたい。

(2) 道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、収入未済額の繰越調定が行われておらず、滞納繰越金の全額納入後の10月に調定されていた。

このような状態では、収入未済額が正確に把握できないことから、前年度収入未済額の繰越調定は、奈良市会計規則第21条の規定に則り、適正に整理されたい。

(3) 河川・水路占用許可台帳作成業務委託について、予定価格を非公表で一般競争入札を行うに当たり、入札参加業者からの問合せに応じて、市ホームページで予定価格を回答し公表していた。

当該契約は予定価格を公表する契約に該当せず、予定価格は秘匿性のある重要な情報であるため、厳重に注意されたい。

選挙管理委員会事務局

【意見】 投票箱送致職員への自家用車借上料の支払について

今年度、奈良県知事及び県議会議員選挙並びに参議院議員選挙が実施された。選挙においては、午後8時の投票時間終了後、一斉に各投票所から投票箱が開票所へ送致される。その投票箱の開票所への送致については、基本的にはタクシーが使用されている。しかし、旧奈良市区域の東部山間地域及び月ヶ瀬・都祁地域の投票所からの投票箱送致には、タクシーの配車が困難であるとして投票事務従事職員の自家用車が使用されており、その対価として当該職員に自家用車借上料が支払われている。自家用車借上料の支給額は、選挙管理委員長決裁により旧奈良市区域の東部山間地域は4,000円、月ヶ瀬・都祁地域は6,000円と一律に定められている。

しかし、道路運送法第78条で自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、同法同条中に特に掲げられている場合を除き、有償で運送用に供してはならないことから、選挙管理委員会が、職員の自家用車を借り上げる形で投票箱と投票管理者の運送を職員に依頼し、その対価を支払うことは、同法に抵触しかねない。仮に、借上料ではなく、実費相当分として旅費を支給するとしても、職員等の旅費に関する条例に、職員の自家用車借上げ時における旅費の支給に関する規定が存在しないことから支給することができない。また、職員の自家用車による投票箱送致業務を勤務と捉え、手当を支給しようとしても勤務と認める基となる公務における職員の自家用車の使用に関する規定が市には存在しないことから、自家用車による投票箱送致業務が、公務であるのか曖昧である。

このようなことから、道路運送法上問題があるのではないかと考えられるとともに、公務における職員の自家用車の使用に関する規定が市には存在しない状態で、自家用車による投票箱送致を依頼していることには問題があると考えられる。全投票所へのタクシーの配車が困難であるなどの事情があるとは考えられるが、選挙において最も大切である市民の投票用紙が入った投票箱の送致という重大な公務の執行が、一部において適切な執行となっていないと考えられることから、選挙管理委員会は、早急に自家用車借上げによる投票箱送致職員への自家用車借上料としての支払方法又は投票箱の開票所への送致方法の見直しを検討されたい。

(企業局)

経営部

企業出納課

下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、算定期間の末日の設定に誤りがあり、本来より少なく支払っている事例と多く支払っている事例があった。

還付加算金については、地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 17 条の 4 の規定に基づき、算定期間の末日を還付のための支出決定日として、適正に算定した上で支出されたい。

【意見】自動販売機の設置について

企業局本局及び緑ヶ丘浄水場の自動販売機の設置について、対面による一般競争入札 3 件のうち 1 件は、1 者応札により落札業者が決定されており、落札額は事前公表している予定価格と同額であった。また、予定価格は行政財産使用料の算定額で設定されていた。

現在設定されている予定価格は、市場価格と比べ極めて低額であり、落札額が予定価格と同額であると、使用許可から入札方式の貸付契約に切り替えた利点が無くなってしまふことから、市場価格を考慮した上で予定価格を設定されたい。また、一般競争入札の場合、告示及び市ホームページで公に広く募っていることから応札者が 1 者であっても入札を有効としているが、予定価格を事前公表している対面による入札の場合においては、1 者応札では競争原理が働かないことも考えられるため、予定価格の非公表及び郵便入札の導入を検討するなど競争性の確保を図られたい。

事業部

下水道事業課

公共下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、システムで自動計算されているが、本来の金額より多く徴収していた。

この原因は、自動計算を行うためには、毎年、延滞金の算定の基となる特例基準割合をシステムに入力処理しなければいけないところ、平成 30 年以降は入力しておらず、特例基準割合が適用されていなかったことによるものであった。また、特例基準割合の入力は企業局職員で行うべき処理であったが、システムの保守会社が行うのか、企業局職員が行うのか所管課が明確に把握していなかったことも要因の一つであった。

延滞金の算定システムの保守に必要な処理の熟知及び保守会社との業務分担の整理等、適時適切にシステムの保守管理を行った上で、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条及び附則第 3 項の規定に則り、適正に延滞金を徴収されたい。

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人大川幸一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

令和2年3月30日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	松	下	幸治
同	太	田	晃司

別添省略

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和2年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 6 9 号
令和2年3月27日

請求人 A 氏

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈良市職員措置請求の結果について（通知）

令和2年2月3日付けで提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載しているが、一部個人情報等については、アルファベットに置き換えている。

奈良市長（若しくは他の執行機関又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

所管：市民部地域づくり推進課 奈良市自治会交付金交付要綱 審査に疑義（受給無資格）あり。交付金7,737,800円（10,406,800円）平成21年4月より令和2年3月までの、疑拠出。B氏奈良市届C自治会会長代行（暫定から自称につき決裁権を有しない）C自治会活動実態なく、自称役員2名、住民許認なし。平成27年9月12日より補足。期間11年間 詐欺・背任・横領 嫌疑。報償費 950,352円現金拠出による横領嫌疑温床。奈良市聴取（B氏 8/9 虚偽ではないすり替え、D氏 12/23）、民生

委員 7/8 実態聴取。自治会費として居住者より 602,004 円 28/04/27 搾取。問題点 1 個人の源泉使途操作。起点：平成 27 年 9 月 12 日より調査・警鐘、平成 31 年 4 月 11 日地域づくり推進課届（初動希薄）、令和元年 7 月 1 日（5/14 申請、6/18 決定）交付現認、9 月 5 日地域づくり推進課進捗守秘にて非開示。内々収拾を懸念し監査委員事務局への通知となります。免責を除き奈良市への弁済。添付 6
規程：奈良市自治会交付金交付要綱・C自治会会則。
自浄難。居住規模定数：分譲 327 世帯、賃貸 2,519 世帯。
不当利得金を返還請求されるよう希望します。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、令和 2 年 2 月 3 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

C自治会に係る、令和元年 6 月 28 日支払の令和元年度自治会交付金並びに平成 31 年 3 月 14 日支払の平成 30 年度しみんだより配布協力者謝礼金及び県民だより奈良配布協力者謝礼金について、違法又は不当な公金の支出にあたる点があるか監査した。

上記以外の請求事項については本件住民監査請求が提出された令和 2 年 2 月 3 日において既に 1 年を経過していることから、地方自治法第 242 条第 2 項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

市民部 地域づくり推進課、西部出張所

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、令和 2 年 3 月 2 日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

なお、地方自治法第 242 条第 7 項の規定により、監査委員は関係職員の立会いを必要と判断し、監査対象部局職員である地域づくり推進課長、同課長補佐、西部出張所長が請求人の陳述に立ち会った。

4 関係職員の陳述

令和 2 年 3 月 2 日に市民部長、地域づくり推進課長、同課長補佐、西部出張所長に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係

請求人及び関係職員の陳述等により、監査委員が確認した事実は次のとおりである。

(1) 各自治会への交付金及び報償費の概要並びにC自治会の個別状況について

本市では、1,134（令和2年2月現在）ある各自治会に対し、以下の交付金及び報償費（謝礼金）を支払っている。ただし、令和元年度からは、奈良市広報誌（以下「しみんだより」という。）及び奈良県広報誌（以下「県民だより」という。）の配布を自治会から民間業者への委託に変更したため、令和元年度は「自治会交付金」のみ交付している。

ア 自治会活動を対象とするもの

① 自治会交付金

「奈良市自治会交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、地域住民のコミュニケーションの緊密化と福祉向上を図るため、各町及びこれに準ずる単位で自主的に結成された住民組織である自治会に対し、各自治会長からの申請に基づき、自治会加入世帯数に応じて年度ごとに交付されるものである。なお、交付要綱は平成31年4月1日に改正されている。（改正点は後述）

C自治会については、令和元年度分を令和元年6月28日に口座振込している。

② 県民だより奈良配布交付金

自治会加入世帯への「県民だより」の配布について協力を得ている自治会に対し、各自治会長からの申請に基づき、自治会加入世帯数に応じて年度ごとに交付されるものである。なお、令和元年度に廃止されている。

C自治会については、平成30年度分を平成30年6月29日に口座振込しており、本件住民監査請求時点において既に1年を経過しているため、監査対象外とする。

イ 自治会未加入世帯への「しみんだより」等の配布協力を対象とするもの。なお、令和元年度に廃止されている。

① しみんだより配布協力者謝礼金

自治会未加入世帯への「しみんだより」の配布について協力を得ている方へ謝礼金（1年分）を自治会未加入世帯への配布件数に応じて支出されるものである。

C自治会については、平成30年度分を平成31年3月14日に現金払している。

② 県民だより奈良配布協力者謝礼金

自治会未加入世帯への「県民だより」の配布について協力を得ている方へ謝礼金（1年分）を自治会未加入世帯への配布件数に応じて支出されるものである。

C自治会については、平成30年度分を平成31年3月14日に現金払している。

【自治会交付金等の算出方法】

・平成30年度

ア①自治会交付金 : 400円×4月1日現在自治会加入世帯数

②県民だより奈良配布交付金 : 136円×4月1日現在自治会加入世帯数

イ①しみんだより配布協力者謝礼金 : 72円×自治会未加入世帯への年間配布数÷12

<p>②県民だより奈良配布協力者謝礼金：136円×自治会未加入世帯への年間配布数÷12</p> <p>・令和元年度</p> <p>ア①自治会交付金</p>	<p>：360円×4月1日現在自治会加入世帯数</p>
---	-----------------------------

(2) 自治会交付金の交付要件について

自治会交付金は、交付要綱にて交付の目的及び対象を規定しており、具体的な用途については各自治会の自主性に委ねられている。

改正前の交付要綱では、交付対象を①「しみんだより」の配布、②市行政に係る周知事項の伝達及び浸透、③その他市長が必要と認める事務事業と定め、市行政の円滑な推進を図ることを目的としていた。③その他市長が必要と認める事務事業については、具体的に定めていないが、地域の防災活動等、自治会に協力を得ている市の各種行政事務、事業全般を想定している。また、当該交付金に関しては、①から③の全てが交付要件であるかは規定しておらず、主に自治会会員への「しみんだより」の配布に対する報償として交付している部分が大きかった。

改正後の交付要綱にあつては、「しみんだより」の配布が民間業者への委託となったため、交付の対象を地域コミュニティの推進に必要な事業を実施していることとし、交付要綱に列記した事業（別表1参照）のどれかを実施していることが交付要件となっている。年度当初の申請に基づき交付決定を行い、各自治会に交付している。

(3) 各自治会の活動状況の確認方法について

令和元年度に交付要綱を改正し、事業報告及び事業計画を把握するため、申請書の様式に別表1の「自治会事業報告書・自治会事業計画書」（以下「事業報告書等」という。）を加えている。「事業報告書等」は、前年度実施した活動及び申請年度に実施予定の活動に○印を記入する様式である。

これは、市と自治会との信頼関係のもと、自治会交付金の申請については適切な自治会運営がなされていることを前提としていること、また、市政に協力していただいている自治会長等の事務の負担を軽減するため、簡易な様式としていたものである。よって、具体的な実施はなされているものと信頼し、「事業報告書等」をもって事業の確認ができていたものと所管課は判断している。

別表1			
【奈良市自治会交付金交付要綱（抄） 令和元年度版】			
第2号様式（第6条関係）			
自治会事業報告書・自治会事業計画書			
事業種別	平成30年度	平成31年度	
	実施項目	実施予定項目	

1. 住民交流に関する事業 (例：親睦会、夏祭り 等)		
2. 地域振興・情報発信に関する事業 (例：住民の要望の取りまとめ、住民広報紙の発行、回覧版や掲示板等 での情報伝達、定例会議、総会 等)		
3. 環境美化・保全に関する事業 (例：道路や公園等の草刈りや清掃、ごみの分別収集促進、ペットのマ ナー啓発、鳥獣害対策 等)		
4. 安心・安全な地域づくりに関する事業 (例：児童・生徒の登校・下校時の見守り、防犯パトロールの実施、防 災訓練の実施、災害時要支援者の把握、防災、防犯講習会の開催 等)		
5. 子どもの健全育成に関する事業 (例：子どもへの伝承教育 等)		
6. 文化・スポーツ振興に関する事業 (例：スポーツ教室や運動会の開催、高齢者ふれあいサロンの開催、芸術 鑑賞会の開催 等)		
7. 保健・福祉に関する事業 (例：ひとり暮らし高齢者等の安否確認、敬老事業の開催、高齢者配食 サービス、健康教室・健康増進セミナーの開催 等)		
8. その他地域の活性化に関する事業 (内容：)		

※該当する項目に○を記入してください。

※該当する項目がない場合、交付金を交付できない場合があります。

(4) 自治会加入世帯数の確認について

自治会交付金の算出基礎となる自治会加入世帯数は、各自治会からの申請書に記載された数値を基にしている。

申請書に記載された自治会加入世帯数の確認については、交付要綱で申請時に自治会加入者名簿の提出を定めていないこと、加えて市と自治会の関係は、市は自治会を支援し、自治会は市の各種行政事務、事業に協力し、共により良いまちづくりを目指す

いう信頼関係のもと、適切な自治会運営がなされていることを前提としていることから、自治会加入者名簿等の根拠資料の提出は求めている。このことはC自治会についても同様である。

また、自治会の地区割は住民の任意で決まり、住民基本台帳の地区割とは異なること、さらに、自治会への加入は任意であることなどから、市の住民基本台帳の居住世帯数と申請書に記載された自治会加入世帯数を比較検証することはできない。

(5) 「しみんだより」等の配布件数の確認方法について

平成30年度以前の「しみんだより配布協力者謝礼金」及び「県民だより奈良配布協力者謝礼金」（以下「謝礼金」という。）の算出基礎となる「しみんだより」等の配布件数については、地区調整員が毎月、自治会等の配布員に聞き取りした配布件数を集計していた。

また、広報誌の発行担当部署が作成した「各地区への配達冊数（月ごと）」も参考とし、未加入世帯への配布数が妥当か確認していた。「各地区への配達冊数（月ごと）」は、市が各自治会の配布員へ配達した自治会加入世帯分も含む「しみんだより」等の冊数である。実際に配布されているかの確認については、市民からの未配布等の連絡により判断していた。

C自治会においては、C自治会との連絡調整を担当する西部出張所が、年度末に「しみんだより等配布先報告書」を自治会等の配布者から徴取し配布件数を確認するとともに、配布数変更時には「しみんだより等配布変更連絡票」も徴取し確認を行っていた。また、「しみんだより」等の配布について未配布等の連絡もなかったため、各世帯へ適切に配布されていると判断していた。

(6) 「会長代行」をC自治会の代表者と認めている理由について

自治会は自主的に組織された住民組織であり、市が許可、承認する団体ではないため、代表者の選出も自治会の自主性に任されている。市は、自治会において会長の交代があった際には、自治会から会長の異動届の提出を受け把握している。

C自治会については、平成23年5月2日に現在の会長代行B氏を自治会の代表者とする自治会長の異動届が提出されており、それを根拠に自治会の代表者と判断し受理している。なお、C自治会では前任の代表者であるD氏の就任時である平成21年7月31日から代表者の肩書が「会長代行」となっている。

(7) C自治会に係る過去の経緯について

平成27年度

平成27年10月に西部出張所は、地区の民生委員から、C自治会会計の不正の疑いを綴った文書が送られてきたことについて相談を受けた。それを受けて、会長代行B氏に事情聴取し、主な内容は次のとおりであった。

- ・平成27年度は、「青空市・図書巡回バス・夏祭り・餅つき・高齢者の健康麻雀教室」等の事業を行っている。
- ・自治会費は未徴収で、活動報告書や決算報告書等の書類は作成していない。

平成28年度

平成28年4月に西部出張所は、会長代行B氏から、C自治会会計の不正の疑いを綴った文書が送られてきたことについて相談を受けた。相談時に所管課は、C自治会の自治会費の徴収を確認し、C自治会会則に基づき自治会費を納入した525世帯を自治会加入世帯数とするよう指導し、会長代行B氏から525世帯（別表2参照）でC自治会の交付申請を受け、自治会交付金を交付した。

また、自治会費を納入しなかった自治会未加入世帯にも、会長代行B氏が「しみんだより」等の配布を担っているため、今後、謝礼金として支払うこととした。

平成29年度

会長代行B氏から、2,020世帯でC自治会の交付申請を受けた。前年度の加入世帯数525世帯から2,020世帯に増加した根拠資料の添付を指導したところ、525世帯に修正されたため、自治会交付金を交付した。

平成30年度

会長代行B氏から、525世帯でC自治会の交付申請を受けたため、自治会交付金を交付した。

別表2

【C自治会加入世帯数（自治会からの申請による）】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
世帯数	2,520	2,180	525	525	525	525

(8) 令和元年度のC自治会への市の調査経緯について

平成31年4月に、地域づくり推進課へ請求人が来課し、C自治会に交付されている自治会交付金について、自治会活動の実態がなく、会長代行B氏に対し不信感を抱いており、調査してほしいという申出を受けた。また、後日請求人から、自ら調査した資料をメールで受領した。

会長代行B氏から、令和元年5月14日付けでC自治会の自治会交付金申請書が提出された。C自治会の「事業報告書等」によると、対象事業8項目のうち、平成30年度実施項目は2項目であったが、令和元年度実施予定項目では全事業を実施するように記載されていた。そのことから、前年度より活発な活動計画が伺えたため、同年6月18日付けで交付決定し、同年同月28日に交付した。

しかし、その後、請求人からの調査依頼を受けて弁護士資格を持つ職員及び法令遵守監察監にも相談し、請求人から追加で資料を提供されていく中で、会長代行B氏の不正行為を客観的に裏付けるに足るものではないが、その疑いを生じさせる事実が認められたため、市として本格的に調査を進めることとした。また、自治会交付金の適正な取扱いについて検討していく必要があると判断した。

市は、令和元年8月から令和2年2月までの間において計7回、自治会活動の内容及び自治会交付金の使用用途等について、会長代行B氏に対し領収書、通帳及び関係書類の提

出を要求するとともに、事情聴取を行った。

また、令和元年7月8日に地域の民生委員に自治会活動の実態を確認し、さらに関係者として前会長代行D氏に対しても同年12月23日に自治会活動についての事情聴取を行った。上記のとおり、C自治会については、本件住民監査請求がなされる以前から、会長代行B氏の在任期間を中心に本件要綱に見合った適正な自治会活動が行われていたか、また、自治会として適正な予算執行がなされていたかなど、会長代行B氏への事情聴取及び証拠書類の提出要求を行い、慎重に調査を進めているところである。

監査時点で、主に次のことが確認されている。

- ・令和元年度においては、C自治会は活動をほとんど行っていない。
- ・平成27年度にC自治会の主な事業として報告を受けていた夏祭りは、少なくとも令和元年度においては自治会主催ではない。
- ・決算報告書等の書類が作成されていない。

市は今後も引き続き、提出資料の分析、事情聴取等、調査を行っていく予定である。その調査結果により、不正に自治会交付金を受け取った客観的事実が判明した場合には、会長代行B氏本人に対して本件自治会交付金に係る不当利得返還請求又は不法行為に基づく損害賠償請求を行うことについても検討している。

2 監査委員の判断

(1) C自治会への自治会交付金の交付について

請求人は、C自治会の活動実態がないにもかかわらず、市が自治会交付金を交付しているのは違法又は不当であると主張しているので、このことについて判断する。

自治会交付金の交付要件は事実関係(2)のとおり、地域コミュニティの推進に必要な事業の実施である。事実関係(3)及び(4)のとおり、「事業報告書等」で活動内容を、また、申請書で加入世帯数の確認を行い、自治会交付金を交付しており、これらの様式は簡易なものであるが、市と自治会は信頼関係を前提としていることから、詳細な確認資料は求めている。一般的に交付金は、法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として一方的に交付されるものであることから、現行の確認方法をもって違法又は不当なものであるとは認められない。

しかし、事実関係(8)のとおり、C自治会の活動実態について、自治会交付金を受けるに必要な活動が十分に行われていない状況が明らかになってきている。このことは、令和元年度の自治会交付金の交付後に行った調査で判明してきていることであるが、C自治会については、交付前の平成31年4月に請求人から調査依頼を受けている上、それ以前の平成27年度から、事実関係(7)のとおり、C自治会会計の不正疑惑及びそれに伴う自治会交付金の不正受領が疑われると情報があつた。また、平成27年度の調査時点でC自治会には活動報告書、決算報告書及び自治会費の徴収がなく、平成28年度には自治会費を納入した世帯を自治会加入世帯とするよう市が指導した結果、自治会加入世帯数が2,180世帯から525世帯と大幅に減少したにもかかわらず、平成29年度の交付申請時

には指導前の自治会加入世帯数に近い2,020世帯で交付を受けようとするなど、C自治会においては信頼関係を前提にできる状況ではなかったと判断する。

また、所管課は、事実関係(3)及び(8)のとおり、令和元年度の申請時において、自治会活動の確認のために徴取している「事業報告書等」をもって、C自治会の活動を確認し、交付を行っているというものの、事実関係(3)のとおり、「事業報告書等」は内容に〇印を付ける簡易な様式で、これのみでは自治会の実際の活動状況を確認することはできないものである。また、事実関係(4)のとおり、自治会交付金の積算基礎となる加入世帯数は申請書に記載された数値をそのまま信用しており、自治会加入者名簿の徴取等による検証は行われていない。交付要綱どおりの手続は整っているとしても、上記のとおり信頼関係を前提とできる状況ではなかったC自治会においては、慎重に審査する必要があると考えられる。

さらに、事実関係(8)の、市の調査による会長代行B氏への事情聴取によりC自治会において令和元年度の自治会活動はほとんど認められないことから、市は引き続き調査し、結果に応じて、自治会交付金の交付決定の取消し及び返還請求を行う必要があると判断する。

(2) C自治会への謝礼金の支出について

請求人は、自治会未加入世帯への「しみんだより」等の配布に係る謝礼金の支出について、違法又は不当であると主張しているので、このことについて判断する。

事実関係(5)のとおり、C自治会において「しみんだより」等が届いていない苦情等はなく、配布されていたと推認でき、加えて、謝礼金の算出基礎となる自治会からの報告件数は、市が集計した冊数と比較検証した上で支払を行っていることから、請求人の主張を確認するに足るまでの事実は認められず、謝礼金の支出については、違法又は不当な支出であると直ちに断定することはできない。

(3) C自治会の「会長代行」について

請求人は、住民の許認のないC自治会の「会長代行」に対し、市が自治会交付金を交付しているのは違法又は不当であると主張しているので、このことについて判断する。

自治会の代表者が11年間「会長代行」であることに対し、請求人が疑念を抱くことは理解できるが、事実関係(6)のとおり、自治会の代表者の選定は自治会の自主性によるものであり、正当に平成23年5月2日に「自治会長の異動届」が提出されていることから、本件自治会会長代行が自治会の代表者として不当という請求人の主張は認められず、「会長代行」に支払ったことをもって、C自治会に対する自治会交付金及び謝礼金が違法又は不当なものとはいえない。

(4) 結論

以上の判断により、平成31年3月14日支払の平成30年度の謝礼金については、違法又は不当な支出であるとは断定できないことから、請求人の主張に理由があるとは

認められないが、令和元年6月28日支払の令和元年度自治会交付金については、理由があるものと認め、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、令和2年3月27日付で市長に対し次のとおり勧告した。

3 勧告

(1) 措置すべき事項

市長は、本件住民監査請求がなされる前から、市が進めているC自治会への支出に対する調査を引き続き、早急かつ慎重に行い、令和元年6月28日支払の令和元年度自治会交付金についての調査結果を監査委員に報告すること。

上記調査の結果、違法又は不当な支出については、自治会交付金の決定の取消しを行い、B氏に対し、不当利得分の返還請求を行うこと。

(2) 措置期限

令和2年6月30日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、期限内に措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知すること。

4 意見

本件住民監査請求に係る監査の結果は以上であるが、以下のとおり市長へ意見を申し添えた。

市政を円滑に進めていく上で、自治会の協力は不可欠であり、地域の活動に尽力いただいている事には敬意を表するものであるが、支出されている自治会交付金等は公金であることから適正な処理が求められることはいうまでもないことである。

C自治会においては、平成27年度から、自治会会計の不正の疑いについて情報があつたにもかかわらず、所管課は十分な調査及び審査等を行わず自治会交付金及び県民だより奈良配布交付金が支払われ続けていたことは遺憾である。監査対象事項としなかった過去の支出についても、早急かつ慎重に調査を行い、違法又は不当なものがある場合には返還請求を行われたい。

また、適正な自治会交付金制度の運用が図られるよう要綱の見直しについて検討された上で、今後、同様の事例が発生しないよう、適時適切に効果的なチェックを行われたい。

公當企業

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月17日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 弥杜 工業	代表取締役 林 龍児	奈良市横井五丁目382-1	令和2年3月11日

消 防

奈良市消防局告示第 2 号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

令和2年3月16日

奈良市消防局長 西岡 光 治

対象物所在地 奈良市針町3848番1
対象物名称 有限会社カントリーハウス
命令を受けたもの 有限会社カントリーハウス 代表取締役 安部 享志

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 1 令和2年9月16日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第1項第2号）
- 2 令和2年9月16日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第4号）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第6号

令和2年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年3月24日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和2年3月27日（金）午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第83号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について

議案第84号 奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について

議案第85号 奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定
について

議案第86号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正について

議案第87号 奈良市指定文化財の指定について

議案第88号 奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について

議案第89号 奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の制定について

議案第90号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

協議事項

「これまでの協議の総括について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 3 号

令和2年3月30日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

令和2年3月30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

氏名 西久保 武志

住所 奈良市六条一丁目13番31-3号

奈良市選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

令和 2年 3月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

奈良市選挙管理委員会
委員 植田 茂
住所 奈良市高畑町859番地の9